

〈別表〉所得の基準額の計算方法

全額免除・若 年者納付猶予	35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円
1/4納付	78万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く) などの数×38万円+社会保険料控除額など
半額納付	118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く) などの数×38万円+社会保険料控除額など
3/4納付	158万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く) などの数×38万円+社会保険料控除額など

※老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)がいる場合48万円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)がいる場合は63万円に置き換える。

免除・一部納付制度

- 免除期間／平成25年7月分～26年6月分
- 申請期限／平成26年7月31日(木)
- ※平成24年7月分から25年6月分の免除を受ける場合は、今年の7月31日(水)まで。
- 対象／本人と配偶者、および世帯主の全員が、次のいずれかに該当すること。
- 前年の所得が基準額以下の人(別表)
- 退職、事業が廃止となったこととが確認できる人

若年者納付猶予制度

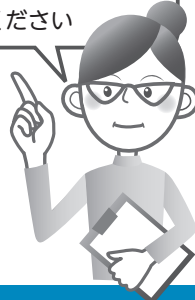
- 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- 特別障害給付金の受給者
- 猶予期間／平成25年7月分～26年6月分
- 申請期限／平成26年7月31日(木)
- ※平成24年7月分から25年6月分の猶予を受ける場合は、今年の7月31日(水)まで。
- 対象／30歳未満で、本人および配偶者の前年の所得が基準額以下の人(別表)

放っておかないで! 「国民年金保険料」

納付が困難な場合は免除制度などの利用を

万一の事故などに備える障害基礎年金と遺族基礎年金、将来のための老齢基礎年金。保険料を納めず放置していると、これらの年金は受け取ることができなくなります。保険料は20歳から60歳になるまで納めますが、特別な事情で納められない場合は、免除や猶予される制度があります。もしもの場合や将来に備え、未納のままにはせず制度の利用を。申請は保険年金課および各支所で受け付けています。

未納にしておくのは駄目!
相談してください



学生納付特例制度

- 猶予期間／平成25年4月分～26年3月分
- 申請期限／平成26年4月30日(水)
- 対象／大学や専門学校などの学生で、本人の前年の所得が118万円以下の人
- 下の人(別表)
- ※平成24年度分の保険料の全額免除、または若年者納付猶予の承認を受けた人で、継続審査の申し出をしている場合は、申請する必要があります。

〔各制度の申請に必要なもの〕

- 年金手帳または基礎年金番号の分かるもの(納付書など)
- 家族が申請する場合は、印鑑および本人確認のできるもの(運転免許証、保険証など)
- 退職などの場合は、そのことが確認できる書類(雇用保険受給資格者証の写しなど)
- 学生は、学生証(コピー可)または在学証明書
- 転入者は、前年の所得を証明する書類(所得証明書など)

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5332

免除制度などを 利用すると……

保険料の免除や納付猶予などを受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし左表にあるよう、利用した制度によって、年金額に反映される内容に違いがあります。

なお10年以内であれば、追納して老齢基礎年金の受給額を、満額に近づけることが可能です。1平成21年4月分以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。

※2 承認された期間、一部納付の保険料を納めることが必要。
※3 納付割合に応じて反映。

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・ 遺族基礎年金 (受給資格期間 への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
全額免除	○	○ ^{※1}	○
一部納付 ^{※2}	○	○ ^{※3}	○
若年者納付猶予・ 学生特例納付	○	×	○
未納	×	×	×